

結婚

新生活

支援補助金

令和8年度
聖籠町



結婚した世帯の新生活にかかる費用を補助します

補助金額

夫婦ともに29歳以下の場合 » 上限60万円
それ以外の場合 » 上限30万円

対象経費

令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に支払う以下の経費

- » 住宅の取得費用
(建物の購入費用、新築の工事請負費用)
- » 住宅のリフォーム費用
(増築、改築、設備更新等 ※車庫・外構・家電等は除く)
- » 住宅の賃借費用
(賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料)
- » 引越費用
(引越業者、運送業者へ支払った実費)

お問合せ

聖籠町役場 総合政策課 政策係

☎ 0254-27-2111

✉ sousei@town.seiro.niigata.jp

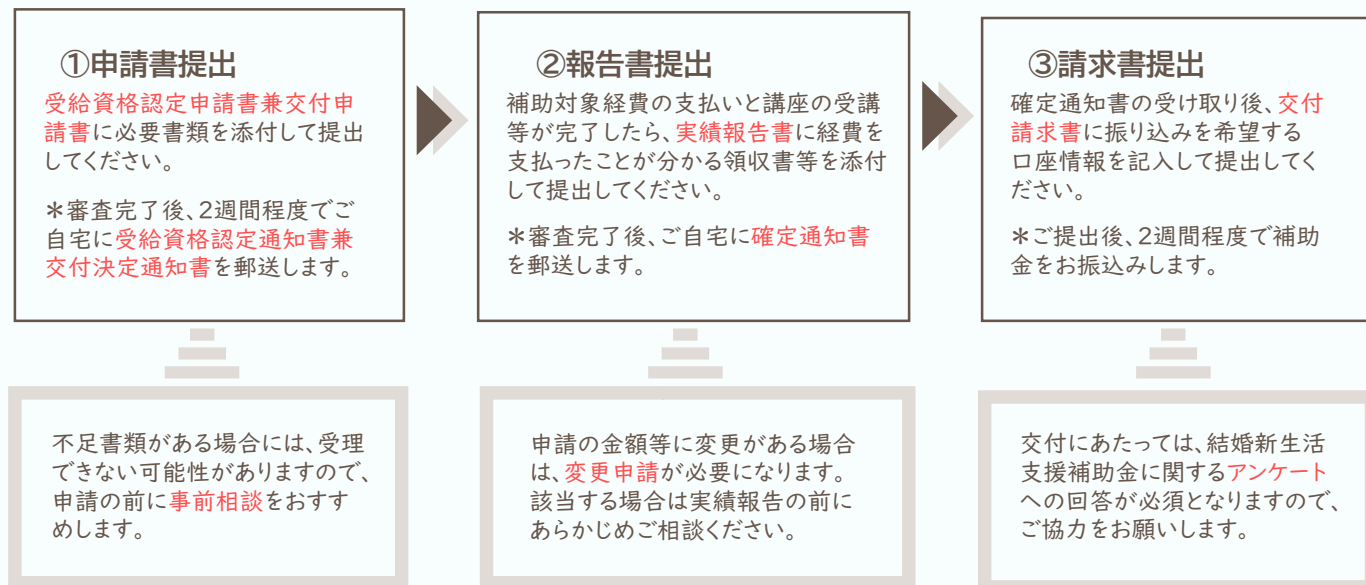


要件

- i » 令和8年1月1日～令和9年3月31日に婚姻した世帯
- ii » 原則、申請に係る聖籠町内の住宅に住民登録している
- iii » 補助金の交付日から2年以上継続して聖籠町内に居住する意思がある
- iv » 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- v » 夫婦それぞれの年間合計所得金額の合算額が500万円未満
(夫婦に貸与型奨学金を返済している方がいる場合は、年間返還額を控除した額で判定します。)
- vi » 町税の滞納がない(転入の場合、転入前の市区町村税も滞納がない)
- vii » 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがない
(他の自治体での補助を含みます。)
- viii » 夫婦ともに暴力団員でなく、暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していない
- ix » 夫婦ともに①～④のうちいずれかを実施すること
 - ①ライフデザイン支援講座の受講(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。)
 - ②プレコンセプションケアに関する講座の受講
 - ③医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - ④共家事・子育て講座の受講(男性の家事・育児参画のための講座を含む。)※対象となる具体的な講座等について、詳しくはお問い合わせください。

申請から補助金交付までの流れ

予算の上限に達し次第、受付を終了しますのでお早めにご申請ください



申請時の提出書類

様式は役場2階 総合政策課で配付しているほか、町のホームページからダウンロードできます。
詳しくは、申請の手引き（募集要項）もご覧ください。

□ 全員が提出する書類

- 聖籠町結婚新生活支援補助金受給資格認定申請書兼交付申請書（様式第1号）
- 同意書兼誓約書（様式第2号）
- 婚姻届受理証明書 または 婚姻後の戸籍謄本の写し
- 住民票の写し
- 夫婦双方の所得証明書（※申請時期によって証明いただく年が異なりますので、申請の手引きでよく確認してください。）
- 夫婦双方の市区町村税の完納証明書 または 納税証明書

□ 取得費用（新築・購入）を対象とする場合

- <購入の場合>住宅の売買契約書などの写し
- <新築の場合>住宅の工事請負契約書などの写し
（※いずれも契約日、所在地または建設予定地、金額、買主・売主が確認できるもの）

□ 賃借費用（アパートなど）を対象とする場合

- 住宅の賃貸借契約書などの写し
（※費用の内訳が分かる説明書や明細、請求書などがある場合は添付してください。）
- 勤務先からの住宅手当支給額が確認できる書類
（※直近の給与明細など）

□ リフォーム費用を対象とする場合

- リフォームの工事請負契約書などの写し
（※工事場所が住所地であることが確認できるもの）

□ 引越費用を対象とする場合

- 引越費用が確認できる領収書などの写し
（※費用の内訳が分かる明細や請求書がある場合は添付してください。）

□ 金融機関へのローン払いを対象とする場合

- ローン契約書などの写し
（※ローン契約により住宅を取得・リフォームしたこと及びローン契約の内訳が分かるもの）
- 返済予定表などの写し
（※ローン払いの内訳が確認できるもの）

□ 貸与型奨学金を返済している場合

- 奨学金返還証明書など年間返済額が確認できる書類
（※申請時期によって証明いただく年が異なりますので、募集要項等でよく確認してください。）

※必要に応じて、このほかの書類について提出をお願いする場合があります。